備考１　［略］

２　この届書の提出部数は、１通とすること。ただし、第42条第１項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票１通とすること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第１項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第四十二（第33条関係）

	整理番号（注１）		

放射線取扱主任者の代理者 選任／解任 届

［略］

放射性同位元素等の規制に関する法律第37条第３項の規定により放射線取扱主任者の代理者の 選任／解任 を届け出ます。

［略］

注　１～５　［略］

備考１　［略］

２　この届書の提出部数は、１通とすること。ただし、第42条第１項の規定により当該届書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票１通とすること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第１項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第四十三（第35条関係）

	※整　理　番　号		
所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。（注１） 放射線取扱主任者試験受験申込書	［略］		
［略］			

注　１　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録試験機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録試験機関の試験業務規程に定めるところによる手数料を当該登録試験機関に納付すること。

２　［略］

３　「原子力規制委員会」　登録試験機関に申請する場合は登録試験機関の長宛てとすること。

備考１・２　［略］

備考１　［同上］

２　この届書の提出部数は、１通とすること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四十二（第33条関係）

	整理番号（注１）		

放射線取扱主任者の代理者 選任／解任 届

［同上］

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第37条第３項の規定により放射線取扱主任者の代理者の 選任／解任 を届け出ます。

［同上］

注　１～５　［同上］

備考１　［同上］

２　この届書の提出部数は、１通とすること。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四十三（第35条関係）

	※整　理　番　号		
所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。（注１） 放射線取扱主任者試験受験申込書	［同上］		
［同上］			

注　１　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録試験機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録試験機関の試験業務規程に定めるところによる手数料を当該登録試験機関に納付すること。

２　［同上］

３　「原子力規制委員会」　登録試験機関に申請する場合は登録試験機関の長あてとすること。

備考１・２　［同上］